

宗教情操涵養に関する一考察

— 行為実践の側面から —

近 藤 辰 巳

これまでに、中学生および、高校生を対象にした宗教情操の涵養にかかわる、主に学習面における提言をおこなってきた。¹⁾ 本稿は、それらを踏まえた上で、主に実践面にかかわる提言を試みるものである。

拙稿における一貫したテーマは、「浄土宗立の中学・高等学校において、仏教精神に基づく宗教情操の涵養を求めるもの」であるので、まず初めに、試論における最低限の外枠の設定を行う。

〈宗教・仏教・浄土教に関する捉え方〉

宗教・仏教・浄土教という、それぞれの「教」の内容を吟味する前提として、宗教は仏教を包括し、仏教は浄土教を包括すると、つまり、浄土教は必ず仏教であり、仏教は必ず宗教であると考え。その上で、それぞれを「教義・教学」ではなく、「実践・行為」の側面に主眼をおいて、略観してみる。

まず、宗教については、その内容の多様性から、これまで様々に議論され、また、様々な定義が試みられてきた。しかしながら、本稿では、「実践・行為」に主眼を置いて論をすすめる関係上、オットーやエリアーデの考え方²⁾を継承し、立川氏が提唱された、宗教とは「聖なるもの」と「俗なるもの」との落差を意識した合目的的行為の形態³⁾という定義を採用することとする。

そして、この定義に従って、「宗教」に分類される行為を若干例示してみる。

「キリスト教徒が神に祈りを捧げる」場合をこの定義にあてはめると、「『聖なるもの』である『神』と『俗なるもの』である『自分』との落差を意識して、『救済などを受ける』という目的達成の為に、『祈る』という行為を行う」と、なる。

また、「注連縄が巻いてある神木に小水をかけるのをためらう」場合は、「『聖な

るもの』である『神木』と『俗なるもの』である『自分』との落差を意識して、『崇りなどを避ける』為に、『小水をかけるといふ行為を思いとどまる』と、なる。

つまり、本稿で採用する定義に従えば、以上の二例はいずれも「宗教」に分類されることになる。

次に、仏教についてであるが、これも宗教と同様に、地域や時代によって、その内容に大きな変遷・変化が確認できることは周知の事実である。しかしながら、本稿においては、あらゆる地域・時代において、およそ「仏教」という範疇に包括されるものに普遍的な「実践・行為」にかかわる内容を吟味してみる。つまりは、「仏教」であれば、これを必ず含まねばならないという根幹的な内容である。

そこでやはり注目すべきは、「初転法輪」の内容であろう。すなわち「四諦」と「八正道」である。ここで、あらためて、それらについて略説すると、「四諦」は、一切皆苦という現状認識に関わる「苦諦」、苦の根本原因を縁起に対する無明（無知）であるとし、苦の原因究明関わる「集諦」、苦しみが減した状態、すなわち、理想の状態に関わる「滅諦」、そして、その理想の状態に至るための方法手段に関わる「道諦」である。そして、その「道諦」の具体的な実践内容を示したものが「八正道」である。更に若干の補足を試みると、「集諦」において縁起に対する無明が苦の原因であると分析した上で、その無明を減する方法が「八正道」であると、説いている。つまり、「八正道」を実践すれば、無明は断ぜられるというようにまとめられる。

ここで「初転法輪」を行う前の釈尊の「説法」に対する態度を振り返ってみると、そもそも縁起の内容は極めて難解であるので、他者に説いても理解されえないだろうという認識のもと「説法」について釈尊は当初消極的であったと伝えられる。しかしながら、「梵天勧請」のエピソードののち、釈尊は「説法」を決意し、最初の説法において、「四諦」と「八正道」を説くに至った。つまり、「初転法輪」においては、難解な縁起の理論的側面には深くふれることなく、実践面に重きがおかれた内容が説かれたのである。すなわち、「縁起」を悟り、無明を断じた行者が行うであろう「実践・行為」について紹介したものが「八正道」なのであると考えられる。つまり、「八正道」の実践が完璧に行われるならば、その行者は「縁起」

を悟った行者と同等の状態にあるといえることになる。

その後も、釈尊は知的に悟るべき内容と、悟りに近づくために行じるべき実践の両方を説いたと考えられる。つまり、縁起を悟り、無明を断じる道程を、二通りに提示することにより、「梵天勧請」を受け入れ、自らの進むべき教化の方針を打ち立てたのではないだろうか。そのことを、後の仏教徒たちが、図像の面から象徴的にあらわした一つ例が、いわゆる三尊像である。すなわち、中央に悟りを得て仏をなした尊像が配置され、その両脇に知恵を極めて悟りを得ようとする菩薩と、実践を極めて悟りを得ようとする菩薩が脇侍として配置されている。更に言えば、筆者の知る限り、実践を極めて悟りを求める菩薩の方が常に上位に置かれている。このことは、正に、「初転法輪」において、実践方法である「八正道」が説かれたことと良く符合する。

そして、万物の在り様を「縁起」であると理解できると、つまり悟りを得ると、万物に対して無限の慈悲が向けられ、また、万物を平等に観ずることができる。このことを、もう一方の道程から考えると、悟りを求める実践は必ず慈悲と平等に基づくものでなければならない。そして、慈悲と平等に基づくべき「八正道」をさらに簡潔にあらわしているのが、七仏通戒偈であろう。すなわち「諸悪莫作・衆善奉行・自浄其意・是諸仏教」である。

以上の考察より、仏教に普遍的な内容は「縁起観に基づいて慈悲と平等を説き、諸悪莫作・衆善奉行が行為目標」とひとまずはまとめられると考える。

それでは次に、宗教と仏教という、これら二つに包括される浄土教⁴⁾の立場を、法然上人のお言葉⁵⁾を参考に検討を試みる。

佛の御心は。慈悲をもて體とする事にて候なり。されば觀無量壽經には。佛心といふは。大慈悲これなりと説れて候。(勅伝第28)

諸悪莫作諸善奉行は。三世の諸佛の通戒也。(勅伝第32)

たたし念佛して往生するに不足なしといひて。悪業をもはばからず行すへき

慈悲をも行ぜず。念佛をもはげまさざらん事は。佛教のをきてに相違する也。たとへは父母の慈悲は。よき子をもあしき子をもはくくめとも。よき子をはよろこび。あしき子をはなげくがごとし。佛は一切衆生をあはれみて。よきをもあしきをもわたし給へとも。善人を見てはよろこび。悪人を見てはかなしみ給へる也。よき地によき種をまかんがごとし。かまへて善人にしてしかも念佛を修すへし。是を眞實に佛教にしたかふものといふ也。(念仏往生義)

さりながら。惡をあらため。善人となりて念佛せん人は佛の御心に叶へし。(勅伝21)

以上、法然上人のお言葉の一部を抜粋し、法然浄土教の立場の一端を紹介したが、いずれも、法然上人が、自らの教義が包括されべき仏教の基本的な考え方を十分に留意した上で、我が国において浄土教を説いたことがうかがえる。⁶⁾

それでは、次に、法然上人が説かれた浄土教の基本的な考え方を、やはり、上人のお言葉を元にたどってみる。

我等がごとくの。無智の身は。偏にこの文をあふぎ。もはらこのことはりをたのみて。念念不捨の稱名を修して。決定往生の業因に備べし。(勅伝第6)

衆生もしこれにをいて信をいたして稱念せは。わが願にこたへてむまるる事をうべし。(勅伝第32)

しかしなから願力を仰ぎ他力をたのみたる心にて唱居たれば。かけてもふれても。自力の念佛とはいふべからず。(勅伝第21)

ただ六字を唱る中に。一切の行はおさまり候なり。心には本願をたのみ。口には名號をとへ。手には念珠をとるばかりなり。(勅伝第25)

ふかく本願をたのみて。一向に名號を唱べし。名號を唱れば。三心をのづから具足する也。(勅伝第21)

しかも佛の本願の稱名なるがゆへに。こゑを本體とは思食べきにて候。(勅伝第23)

いま釋迦のをしへに隨て。往生をもとむるもの。付屬の念佛を修して。釋迦の御心にかなふへし。(勅伝第25)

たたしその行のみあるは。行すなはちひとりにして。またいたるところなし。たたその願のみあるは。願すなはちむなくして。またいたるところなし。かならず願と行とあひたすけて。なすところみな剋すといへり。(往生大要抄)

おなしく念佛すとも。ふかく信ををこして。穢土をいとひ極樂をねかふへき事也。(浄土宗略抄)

尚、一部には、

その成就せんところの。萬徳無漏の一切の功德をもて。わが名號として衆生にとなへしめん。衆生もしこれにをいて信をいたして稱念せば。わが願にこたへてむまるる事をうべし。(勅伝第32)

あるいは、善導大師の散善義にある、「(佛告阿難汝好持是語已下正明付屬彌陀名號流)上來雖說定散兩門之益望佛本願意在衆生一向專稱彌陀佛名」という箇所を、

上來定散兩門の益を説くと雖も 仏の本願に望むれば、意衆生をして一向に専ら彌陀仏の名を稱せしむるに在り。(勅伝第25)

と、訓ずるなどのように、阿弥陀仏、あるいは、世尊⁷⁾が主語となり、衆生に対して使役形のかたちで、念仏を称えさせるというような表現もみうけられるが、基本的には上人のお立場は、「願力を信じ、往生の為に念仏という行為を行う」とまとめられよう。

《宗教情操涵養の基本的枠組み》

前段の考察より、本稿が所依する情操涵養における基本的な枠組みをまとめると、

- ・宗教とは、「聖なるもの」と「俗なるもの」との落差を意識した合目的的行為の形態である。
- ・仏教とは、縁起観に基づいて慈悲と平等を説き、諸悪莫作・衆善奉行が行為目標である。
- ・浄土教とは、願力を信じ、往生の為に念仏という行為を行う。

となり、この枠組みを逸脱しないことが本稿で紹介する宗教実践の最低条件となる。

《信仰と情操との関係について》

学校という教育現場における、宗教教育の可能性について、一言述べておく。⁸⁾ 日本国憲法第20条第1項において、信教の自由が保障される一方で、日本国憲法第20条第3項、第4項及び第89条、教育基本法第15条第2項などによって、公の権力ないし財産と宗教的活動を分離し、教育の宗教的中立の必要性が規定されている。さらに、教育基本法第15条第1項の規定を教育上実現することは、正しい意味における宗教教育であり、それはまた教育を受ける者に、宗教に関する知識を体得させ、宗教に対する理解を深め、宗教についての情操を豊かにするものであって、信教の自由をつちかうものとして尊重されるべきことを規定したものである。また、同法第2項で禁止されている宗教教育活動とは、特定の宗教の

利益となるに足る動機と目的をもってなされるはたらきのすべてをいう。さらに、文部事務次官通達（昭和24年10月 文初庶152）によれば、「各教科の教育目標に照らして、必要な場合には、各種の宗教の教祖、慣行、制度、宗教団体の物的施設、厚生および教育活動、種々の宗教史上の事件などに関する事実をふくんでもよい、これらの教育資料においては、特定の宗教的教理、慣行、制度、経験などを、価値がないものとして否認したり、あるいは特定のものを特に高く評価したりするような表現を用いてはならない（2のイ）」あるいは、「各種の宗教の教理、歴史、哲学心理も客観研究（比較研究あるいは特殊研究）を、新制高等学校における選択科目として設けてもよい、しかし特定の宗教のための宗教教育にならないように注意することが必要である（2のへ）」などとなっている。

以上を踏まえると、この場合、禁止されている宗教教育とは、「ある特定の宗教を絶対とする教育」あるいは「ある特定の宗教への信仰を強要する教育」と考えることができよう。

尚、上記の規定は国公立学校におけるものであり、私立学校については、同じようには禁止されていないと考えられる。しかしながら、私立学校において、前段で述べたような特定の宗教教育を行う場合であっても、日本国憲法第20条第2項の規定により、学生・生徒・児童などに対して、その授業などへの出席を強要することはできない、との理解するのが一般的であろう。

以上のような法規定がある限り、「信仰を育む」とか「信仰の継承」などについて学校教育現場で、強制力をもって語ることはできないであろう。しかしながら、「信仰」という言葉は、神への信仰とか、浄土教への信仰とかいうように神仏や教義などに対して用いられる言葉である。神への信仰や浄土教への信仰は「宗教」という言葉によって包括されるであろうが、先に定義したところの本稿で用いる「宗教」は、いわゆる「教義を有する宗教」をも包括する概念である。つまり、本稿では、「宗教」によって包括され、「信仰」を包括する概念を「宗教情操」と考え⁹⁾、その涵養に関する考察を目的とするのである。

また、仮に法的に問題がなかったとしても、本来「信仰」を育んだり、継承したりすることは、各人の心の問題であり、たとえ学校法人が経営する私立学校であったとしても、教育の現場で「教示・教説」するようなことではないと考える。

つまり、学校教育現場においては、「宗教情操」のみが涵養されうるのである。¹⁰⁾

〈教育効果に関する考え方〉

これまで述べてきた考え方に基づいて行われる、実際の教育活動の効果に関しては、その成果を「過度にあるいは早急に期待しない」態度が肝要であると考えられる。つまり、「〇〇したら△△となる」とか、「□□すれば、××になる」というような短絡的な構図は、教育現場においては有効に機能しない場合が多い。

例えば、昨今、画像や映像を用いた「わかりやすい授業」が教育現場で実施されているが、「わかりやすい授業」を行うことと、「習得すべき内容や知識が学生や生徒に定着」することは同値であるとは限らない。つまり、わかりやすい授業を聞いた学生・生徒の試験における点数が、そうでない者の点数に比べて、必ずしも高くなるわけではないということである。また、例えば、私立学校において、「仏様の前では手を合わせましょう」という指示を出して、すべての生徒がもれなく合掌したとしても、かれらの心に宗教情操が涵養されたと、その効果を早合点するべきではない。つまり、子どもたちが、「何故」手を合わせたかについては、その瞬間、誰にもわからないのである。

宗教情操の涵養を求める教育現場においては、アリストテレスの習性的徳の考え方が示唆的であると考えられる。つまり、早急に結果を求めずに、繰り返し「行うこと」あるいは、「行わせること」が肝要である。

本校の卒業生で哲学者の梅原猛氏は、在学中のことを振り返り、次のように述べている。¹¹⁾

皆さんは仏教の学校に学ばれる人であります。それは大変恵まれたことであるというふうに、私は思います。

私も、皆さんと同じような仏教系の中学、名古屋の東海中学校に学びました。中学で学んだことは自然に私の体に入り、いま私は宗教や仏教に関するたくさんの本を書いています。それは皆さんの年頃に聞いた宗教の話が、やがて私の腹の中に染み渡って、いまは宗教の教えを語る人間になったのです。

いましきりに共生という言葉を聞きますが、これは椎尾弁匡先生が、仏教の思想に基づいて共生き、共に生きるということを主張したのです。それがこんなに何十年もたつて、いままた非常に大事な思想として蘇ったのです。ですから、必ず宗教の教育は、いつか皆さんの体に染み渡っていくものと、私は思います。

宗教情操涵養の為には、つねに「聖なるもの」を意識しつつ、あるいは意識させつつ、肅々と自らの信じる教育を行うべきであり、むやみにその結果を求めるべきではない。また、その結果に一喜一憂するべきでもない。子どもたちの「聖なるもの」と「俗なるもの」との落差を意識するという、日常生活では体験が困難であることに対する経験値を高めることこそが、必要であり、そのような経験の中で、宗教情操が涵養されてゆく、あるいは、育ててゆくのであると考える。決して教師の側が能動的に「育てる」のではなく、また、生徒の側が受動的に「育てられる」のでもない。

〈本校の教育実践の実際〉

これまでみてきた、枠組みや基本的な考え方に基づいて、実際に本校で取り組んでいる実践について紹介してゆく。尚、下記の例の中で、例1・例2および、例7・例8は我々の定義では、「宗教」的实践に、例3・例4は「仏教」的实践に、例5・例6は、「浄土教」的实践にそれぞれ関わりが深い。繰り返しになるが、「宗教」は「仏教」を包括し、「仏教」は「浄土教」を包括する。

例1：登下校時に、校門などにおいて、明照殿への拝礼の推奨。¹²⁾

明照殿とは、本尊として阿弥陀如来が安置されている本校の象徴的な建物であり、寺院になぞらえれば本堂にあたる。収容可能人数は120人ほどで、宗教の授業をはじめ、花まつりなどの様々な宗教行事が行われるところである。

例2：朝礼時に明照殿への拝礼。¹³⁾

通常、教室での挨拶の様子は、「起立」⇒「礼」⇒「着席」が一般的であろうが、本校においては、朝礼時のみ「起立」⇒「礼」⇒「明照殿に向かって拝礼」⇒「着席」となる。

例3：毎日昼食前に食前のことばをとなえる。¹⁴⁾

「本当に生きんがために今この食をいただきます 与えられた天地の恵みを感じ 謝いたします いただきます」ととなえてから、食事をいただく。

例4：中学2年生では、週に1時間の授業の中で、「いのちの連続性」・「終末観」・「他者との関わり合い」・「人権」などについて学び、それらに対する自分の態度を記録・発表・討議させる。更に高校生に対しては、総合の時間他で、諸行無常・諸法無我の縁起観を解説し、「いのち」などに対する自己の新たな態度を記録・発表・討議させる。¹⁵⁾

例5：高校からの進学者約40人が、知恩院阿弥陀堂で東北震災満中陰の連夜別時念仏に参加し、多くの僧侶と共に木魚を叩き、念仏を称えた。

本校では、付設の中学校から高校定員の約9割（平成30年時点で400人）が進学し、残りの1割（約40人）を他中学からの入学者として迎えている。付設の中学を卒業した者は、拙稿により紹介しているような、宗教に関する学習や経験をしているが、高校からの入学生はそのほとんどが、公立中学校の卒業生であり、いわゆる「宗教教育」は受けてきていない。そこで、高校入学後の、4月下旬ごろ、総本山知恩院に投宿し、1泊の研修を行っている。その内容は、念仏・礼拝・勤行・清掃などを体験するものであり、期間が異なるのみで、浄土宗僧侶を目指す者たちに施される内容とほとんど変わらない。正に、非日常的な宗教実践を行う機会を提供している。

2011年の研修の際、我々が投宿した夜が、たまたま東北震災の満中陰の連夜にあたり、阿弥陀堂において別時念仏が勤められるとのことであった。そのことを知った我々は、知恩院側に同行を願い出たところ、快諾していただき、被災者の為に、木魚をたたき念仏を称える機会を得た。実はその場には、浄土門主はじめ、

知恩院関係の高僧の方々も同席しておられ、我々、浄土宗の僧侶資格を持つ者にとっては、その意味（ご門主らと同行するという）でも大変得難い経験であった、

しかしながら、本校生徒達にとっては、同行した人達が、門主であることや、高僧であることなどは心的には無関係であり、「大きな仏の前で、夜、お坊様たちと一緒に、被災者の為に木魚をたたきながら念仏をした」という、正に日常生活では得難い、宗教的な体験をしたのみなのである。

例6：剣道部が、百万遍知恩寺に投宿し、知恩寺式衆会僧侶の指導のもと、礼拝などを行った。

本校剣道部部長が、10月下旬、2学期中間テストの最終日より1泊で大本山百万遍知恩寺に投宿し、勤行・百万遍念仏・礼拝・清掃などの行を行う。これは、前述の学校が必修行事として行っている外部入学者の研修とは異なり、剣道部が主催し、さらに希望者のみが参加する研修であるため、その内容は一層厳しく、やや強制力を持つものとなっている。例えば、礼拝などは夕方の登嶺から翌日正午の下山までに、300礼～400礼を実践する。また、研修期間中に、黒谷の金戒光明寺や、比叡山の青龍寺などにもご協力いただき、それぞれの地で礼拝行などを行わせていただいている。この研修会においてもやはり、「夜も朝も昼も法然様や阿弥陀様の前で、あるいは、法然様が修行された地で、皆で真剣に礼拝をした」、あるいは、「大きな数珠を回しながら、念仏を行った」という経験を得させるのみであり、なにかそれに意味を持たせたりするようなこちらからの意図は一切ない。ただひたすら念仏・礼拝するのみである。

しかしながら、近年では、バドミントン部やスキー部からも参加の意向が伝えられ、また剣道部員の参加者も年々増加し、知恩寺の収容能力を超えることもしばしばで、参加者の人選に各顧問は頭を痛めているようである。

余談になるが、研修中に知恩寺の正面にある京都大学構内を散策したり、一部生徒を京都大学剣道部の稽古に参加させる機会を設けることもあってか、近年、京都大学へ進学を希望し、実際に進学する剣道部の卒業生が大幅に増加していることも興味深い。

例7：高等学校において、学年集会を行い、冒頭でお勤めをする。

釈尊や法然上人の聖日などにちなみ、学期に一度程度、講堂において学年集会を行っている。集会の内容については、生徒指導部や各学年会が主導し、企画しているが、その冒頭で、お勤めと導師による法話を行う。所要時間はお勤めと法話で10分程度であるが、尊像を祀り、具足を供え、消灯して荘厳な雰囲気の中で行うことにしている。この試みは初めてから5年程度になるが、法話の後の集会そのものが、落ち着いた雰囲気の中で行われ、伝達事項などの定着率が高く、また、集団行動時の統制がしやすくなったという、存外の効果も各職員から聞かれるようになった。また、中学校でも同様の集会を行いたい旨の話し合いも始まっている。

例8：学校長（浄土宗僧侶）が生徒や保護者の前で話をするときは、その前後で必ず同称十念を行う。

生徒対象の学校行事際のみならず、PTA行事の際にも行っている。親子ともども、「そういう学校に関わっている」という実感が共有され、正に「染み渡ってゆく」ことが期待される。この実践も学年集会同様歴史は浅いが、最近の卒業式で、式場にいた卒業生・教職員・保護者・OB¹⁶⁾ら総勢1,200名ほどが、一斉に起立、合掌し、月影を斉唱した様子は圧巻であった。

以上、実践例を紹介してきたが、例4以外は、いずれも、知的な学習に基づくものではなく、拝礼・称名・礼拝・合掌・勤行など、実践行を繰り返し行っているのみである。この実践における肝要は、先にも述べたが、短絡的に結果を求めずに、繰り返し行うということである。これらの実践によって、宗教情操の涵養を結果として求めないのみならず、いずれの時に宗教情操が涵養されるという保証もない。しかしながら、日常的ではない、何かしら「聖なるもの」を意識した行為は、その実践者のどこかに何らかの形で痕跡を残すのではないだろうか。そしてその痕跡がいつか「染み渡ってゆく」ことが期待され、その結果として宗教情操の涵養がなされることがありうるという結論には到達できると考える。逆についての検討を行うと、日常に埋没し、聖なるものを意識した行為を一切しな

ければ、少なくとも宗教情操の涵養は全く期待されないと言えるのではないだろうか。

〈結びにかえて〉

過日、知恩院の職員の方より伺ったエピソードを紹介して結びにかえる。

知恩院では、毎年4月に勤められる、法然上人の御忌大会の初日にあたる、18日の夜20時から、翌19日朝7時まで、国宝である三門の楼上において、「ミッドナイト念仏」と称して、夜を徹してのお別時念仏が行われている。徹夜でのお勤めということもあり、もともと若者らの参加者が多いとのことであったが、その中、最前列で木魚をたたいていた、二人の青年に声をかけ、参加の動機を尋ねたところ、「現在は、京都大学の学生であるが、母校の東海高校在学中に、京都のお寺で念仏や礼拝をした記憶があり、祇園で食事をしたついでに、たまたま知恩院に立ち寄ったところ、この催しのことを知り、高校生の頃を思い出し、懐かしくなって参加しました。」との返答であったそうである。この話からだけでは、外部からの入学者で、知恩院で研修を受けた生徒なのか、あるいは、剣道部の部員で、知恩寺で研修をした生徒なのかは不明であるが、いずれにせよ、「ミッドナイト念仏」への参加が、本校での「経験」に基づいての行動であることは明らかである。正に、「染み渡ってゆく」ことを感じさせられたエピソードであった。

【注記】

- 1) 拙稿『中学生と生老病死を考える』－宗教情操涵養に関する一考察－ 東海学園大学共生文化研究所 2017、および『高等学校における宗教教育の実践例』－宗教情操涵養に関する一考察－ 東海学園大学共生文化研究所 2018 にて既報。
- 2) [ottoー]、[エリアーデ] 参照。
- 3) 参考までに、当該部分を以下に引用する。

「聖なるもの」と「俗なるもの」とは、人間の行為なくしては意味をもたない。「聖なるもの」と「俗なるもの」との区別を意識した人間の行為によって、この宗教における二つに局の動的な関係は可能となる。宗教現象の考察は「聖なるもの」と「俗なるもの」の交わりの考察なのであり、結局は、それは二極の交わりにかかわる人間の行為の考察に他ならない。宗教とは「聖なるもの」と「俗なるもの」との相違を意識

した合目的的行為の形態であると言えよう。

[立川：26]

尚、著作の中では、上記引用ように表現しているが、立川氏は、口頭で説明され場合は、「相違」のわりに「落差」という言葉を頻繁に用いられた。もちろん、「聖なるもの」が上位で、「俗なるもの」が下位である。従って、本稿では、「相違」を「落差」に読み換えることとする。

- 4) ここでは、我が国における法然浄土教について考察する。
- 5) 以下、知恩院版の御法語より抜粋し、引用は浄全によった。尚、引用中部分的には、法然上人の真筆ではないとの指摘がある文献もあるかもしれないが、御法語として知恩院が出版していることに鑑みて、少なくとも法然浄土教の考え方には相違しないものとして扱った。
- 6) 法然上人のお考えを元にして、本稿における論法の逆をたどれば、法然浄土教が包括されるべき仏教の基本的な考え方は、「縁起観に基づいて慈悲と平等を説き、諸悪莫作・衆善奉行が行為目標」と言えると考ええる。
- 7) 「仏の本願に望むれば、意衆生をして一向に専ら弥陀仏の名を称せしむるに在り。」と訓じる場合、「意」は世尊の本意を意味し、使役の主語は世尊となる。しかしながら、当該箇所に対して親鸞は、「上来定散両門の益を説くと雖も 仏の本願の意に望むれば、衆生をして一向に専ら弥陀仏の名を称せしむるに在り。」と訓じ、使役の主語を阿弥陀仏と解釈している。尚、親鸞の訓読方については、大正大学の柴田泰山先生よりご教授いただいた。ここに略儀ながら謝意を表すものである。
- 8) 以下学校における宗教教育の可能性などについては、[相良]を参考にして記述した。
- 9) つまり、集合の形で記載するならば、「情操」は「信仰」の外側にあり、「宗教」の内側にあると本稿においては考える。
- 10) 教育の現場では、法規定などにより「信仰」に関する「教示・教説」は不可能であると考えるが、宗教者などによる教化の現場では当然ではあるが「信仰」は語りうる。しかしながら、その場合でも尚、「AがBの信仰を確立させること」はやはり困難であり、唯一「AがBの宗教情操を育てゆく」場合にのみ、Aの影響下において、Bの信仰確立につながる可能性はあると考える。
- 11) 京都の洛南高等学校附属中学校で、2001年に行われた講義録の解説書より引用した。当該の講義内容は、「日本音声保存」より、『梅原猛の授業仏教と道徳』として、CD化され発売されている。
- 12) 外国人講師も拝礼をしている。クリスチャンである当該の講師にその理由を尋ねると「信仰に基づく行為ではなく、一日の始めと終わりに、ただ聖なるものに頭を下げるだけである」という返答であった。
- 13) 過去には信仰上の理由から、拝礼を拒否した生徒もいたそうであるが、当然そのような場合、信仰の自由が尊重されるべきであり、阿弥陀如来への拝礼は強制されてはならない。しかしながら、そのような場合でも、注記10)の例のように、信仰の強要としてで

はなく、「聖なるものに頭を下げる」行為として勧奨することは可能であろう。

- 14) この食作法は卒業後に行われる、各種同窓会の会食時などにもよくとなえられている。
- 15) これらの授業内容については、本稿注記1)で紹介した、拙稿を参照。
- 16) 毎年、卒業30周年と50周年を迎えた卒業生を招待しており、合わせて100名ほどの臨席を賜っている。

《参考文献》

- 相良惟一（編集代表）『学校六法全書』研学社 昭和44
ルドルフ・オットー（久松英二訳）『聖なるもの』岩波文庫 2010
ミルチャ・エリアーデ（風間敏夫訳）『聖と俗』法政大学出版局 1969
立川武蔵『「空」の構造』レグルス文庫 1986
立川武蔵『はじめてのインド哲学』講談社現代新書 1992
中村元『インド思想史第2版』岩波全書 1968
中村元『ゴータマ・ブッダⅠ』中村元選集 第11巻、1992a
中村元『ゴータマ・ブッダⅡ』中村元選集 第11巻、1992b

キーワード：宗教教育・情操涵養・実践・縁起・初転法輪・法然
(こんどう たつみ 東海中学校・高等学校 副校長・宗教学監)